第66期 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時
平成30年３月29日（木曜日）

●開催場所
東大阪市東鴻池町一丁目５番39号
当社大阪工場本館３階会議室

目　次

■第66期定時株主総会招集ご通知 …… 1
■株主総会参考書類 …… 3
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役12名選任の件
　第３号議案　監査役３名選任の件
■添付書類
　事業報告 …… 12
　連結計算書類 …… 31
　計算書類 …… 34
　監査報告書 …… 38

ザ・パック株式会社

証券コード 3950

（証券コード　3950）
平成30年３月13日

株　主　各　位

大阪市東成区東小橋二丁目９番９号
ザ・パック株式会社
取締役社長　中　尾　吉　計

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年３月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成30年３月29日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

2. 場　　所　　東大阪市東鴻池町一丁目５番39号　当社大阪工場本館３階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第66期（自 平成29年１月１日　至 平成29年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（自 平成29年１月１日　至 平成29年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役12名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

・本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.thepack.co.jp/）に掲載することにより開示しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要が生じました場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.thepack.co.jp/）に掲載させていただきます。

株　主　総　会　参　考　書　類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第66期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1．期末配当に関する事項

（1）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金25円　総額490,493,825円

なお、平成29年９月に中間配当金として１株につき25円をお支払いしておりますので、通期では１株につき50円となります。

（2）剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年３月30日

2．その他剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	3,300,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	3,300,000,000円

第２号議案　取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名が任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 なかお よしかず 中尾 吉計 （昭和27年９月15日）	昭和50年４月　当社入社 平成10年１月　東日本営業統括局長 平成10年３月　取締役 平成14年３月　常務取締役 平成19年１月　専務取締役 平成20年７月　取締役副社長 平成21年３月　代表取締役社長(現任)	26,800株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、平成21年より代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わり当社の業績向上を牽引してまいりました。経営者としての経験・実績および当社経営全般に関する幅広い知見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	再任 いなだ みつお 稲田 光男 （昭和31年12月11日）	昭和55年４月　当社入社 平成15年１月　東京第二事業部長 平成16年３月　取締役 平成20年１月　常務取締役 平成22年１月　東日本事業本部長 平成27年３月　専務取締役 平成28年１月　西日本事業本部長 平成29年１月　営業本部長(現任) 平成29年３月　取締役副社長(現任)	15,900株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、現在は副社長として営業本部長を担当しております。豊富な営業経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任 てらおか　よしのり 寺岡　由則 (昭和29年10月４日)	昭和48年３月　当社入社 平成11年４月　東京製造事業部長 平成14年３月　取締役 平成18年１月　大阪製造事業部長 平成24年１月　製造本部長 平成24年７月　東京製造事業部長 平成25年１月　製造購買本部長 平成25年３月　常務取締役(現任) 平成26年７月　製造本部長 平成29年１月　子会社統括本部長(現任) 品質管理本部長	16,000株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に製造関連部門の業務に従事し、現在は常務取締役として子会社統括本部長を担当しております。製造部門に関する豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	再任 たきのうえ　てるお 瀧之上　輝生 (昭和36年４月30日)	昭和59年４月　当社入社 平成16年１月　大阪製造事業部化成品製造部長兼 開発本部生産技術部長 平成18年１月　奈良製造事業部製造部長 平成20年１月　大阪製造事業部長 平成23年３月　取締役 平成24年１月　製造本部副本部長 平成25年１月　製造購買本部副本部長 平成26年４月　生産事業本部長 平成26年７月　製造本部副本部長 平成27年３月　常務取締役(現任) 平成29年１月　製造本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社京浜特殊印刷代表取締役	7,100株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に製造関連部門の業務に従事し、現在は常務取締役として製造本部長を担当しております。製造部門に関する豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	再任 山下 英昭（やました ひであき） （昭和32年6月7日）	昭和57年４月　当社入社 平成13年１月　東京第一事業部一部部長 平成18年１月　東京第二事業部副事業部長 平成20年１月　東京第二事業部長 平成23年１月　執行役員 平成25年３月　取締役 平成28年１月　東日本事業本部長(現任) 平成29年３月　常務取締役(現任)	7,800株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は常務取締役として東日本事業本部長を担当しております。豊富な営業経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
6	再任 岡田 進（おかだ すすむ） （昭和33年11月11日）	昭和57年４月　当社入社 平成13年１月　部長(ザ・パックアメリカコーポレーション取締役社長) 平成20年１月　東京事業本部付部長 平成22年１月　購買事業部長 平成23年１月　執行役員 平成24年１月　九州事業部長 平成28年３月　取締役 平成29年１月　西日本事業本部長(現任) 平成29年３月　常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日幸印刷株式会社代表取締役	6,700株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業・購買部門の業務に従事し、現在は常務取締役として西日本事業本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	再任 ふじい　みちひさ 藤井道久 （昭和33年８月21日）	平成17年４月　当社入社 平成17年４月　購買事業部企画開発部長 平成20年１月　経営企画部長 平成24年１月　執行役員 平成24年１月　管理本部副本部長 平成26年３月　取締役(現任) 平成29年３月　管理本部長(現任)	4,800株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、購買および経営企画部門の業務に従事し、現在は取締役として管理本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
8	再任 ほった　よしひこ 堀田吉彦 （昭和30年８月15日）	昭和61年１月　当社入社 平成21年１月　大阪第二事業部長 平成24年１月　中部事業部長(現任) 平成26年１月　執行役員 平成29年３月　取締役(現任)	3,500株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は取締役として中部事業部長を担当しております。当社における豊富な営業経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
9	再任 なかむら　しゅういち 中村秀一 （昭和33年５月29日）	昭和58年４月　当社入社 平成14年10月　監査室長 平成23年１月　財務部長(現任) 平成27年１月　執行役員 平成29年３月　取締役(現任) 平成29年３月　管理本部副本部長(現任) 平成30年１月　経営企画部長(現任)	4,300株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門、財務部門および監査部門の業務に従事し、現在は取締役として管理本部副本部長、財務部長および経営企画部長を担当しております。当社における豊富な営業経験と経営全般に関する知見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	再任 森田和子（もりたかずこ） （昭和３年９月９日）	昭和27年５月　当社入社 昭和40年１月　管理本部副本部長 昭和61年３月　取締役 平成７年３月　代表取締役会長 平成10年３月　取締役相談役(非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長	48株
		【取締役候補者とした理由】 当社創業時より当社の経営全般に携わり、取締役、代表取締役会長および相談役を歴任してきました。経営者としての豊富な経験、幅広い人脈および高い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
11	再任 社外 独立 林（はやし）　拓史（ひろふみ） （昭和40年８月17日）	平成３年10月　会計士補登録 平成３年10月　センチュリー監査法人入所 平成７年８月　公認会計士登録 平成13年１月　林公認会計士・税理士事務所開設(現在に至る) 平成13年３月　税理士登録 平成26年３月　当社社外監査役 平成27年３月　当社社外取締役(現任)	900株
		【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役を務めていただいております。これらの経験および知見を今後も当社の経営に活かしていただくために、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	新任 社外 独立 にしお ういちろう 西尾 宇一郎 （昭和30年３月７日）	昭和57年３月　公認会計士登録 昭和58年12月　税理士登録 平成11年７月　監査法人誠和会計事務所代表社員 平成14年７月　監査法人トーマツ代表社員 平成17年４月　関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授(現任) 平成27年３月　当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 新家工業株式会社社外取締役 ケイミュー株式会社社外監査役	600株
		【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、平成27年より当社の社外監査役を務めていただいております。これらの経験および知見により、社外取締役の職務についても適切に遂行いただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。	

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 林　拓史氏および西尾宇一郎氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づく独立役員に指定しております。

3. 林　拓史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって３年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役でありました。

4. 西尾宇一郎氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、本総会終結の時をもちまして当社社外監査役を辞任いたします。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

5. 西尾宇一郎氏は、会社法施行規則第２条第３項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお、同氏は過去２年間において、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく、受ける予定もありません。また、同氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

6. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第１項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、両社外取締役候補者と当社との間で責任限定契約を継続し、または新たに締結する予定です。
責任限定契約の内容は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償義務を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役西尾宇一郎氏は辞任され、監査役西川　洋および玉越久義の両氏が任期満了となりますので監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、岩瀬哲正氏は、西尾宇一郎氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 社外 独立 玉越久義（たまこし ひさよし） （昭和39年８月25日）	平成４年４月　弁護士登録 平成10年８月　玉越法律事務所開設(現在に至る) 平成27年３月　当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) トモシアホールディングス株式会社社外監査役	600株
2	新任 野田伸二（のだしんじ） （昭和34年４月28日）	昭和58年４月　当社入社 平成12年１月　松山営業所長 平成24年５月　経営企画部次長 平成29年１月　法務部長(現任)	700株
3	新任 社外 独立 岩瀬哲正（いわせ のりまさ） （昭和33年11月20日）	昭和58年４月　日新監査法人入社 昭和61年３月　公認会計士登録 平成元年11月　税理士登録 平成４年５月　岩瀬公認会計士・税理士事務所開設(現在に至る)	―株

（注）1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 玉越久義氏および岩瀬哲正氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は玉越久義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。岩瀬哲正氏につきましても、社外監査役就任と同時に独立役員となる予定です。

3. 玉越久義氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識と幅広い経験を当社の監査に反映していただき、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって３年となります。

4. 岩瀬哲正氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士および税理士としての専門知識と幅広い経験を当社の監査に反映していただき、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

5. 玉越久義氏および岩瀬哲正氏は、会社法施行規則第２条第３項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお、両氏は過去２年間において、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく、受ける予定もありません。また、両氏は当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

6. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第１項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、両社外監査役候補者と当社との間で責任限定契約を継続し、または新たに締結する予定です。

   責任限定契約の内容は次のとおりであります。

   ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償義務を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

   ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績が向上し、雇用状況は人手不足を背景に改善が進んでおります。また株価が回復傾向にあり、所得環境の改善により個人消費も緩やかな回復状態が継続しています。海外においては、米国経済は堅調に推移し、中国経済も経済成長率が下げ止まり復活の流れにあります。しかし地政学的リスクが減少する兆しはなく、先行きは不透明と言えます。

当社の主たる販売市場である流通小売業界は、百貨店などの一部はインバウンドの恩恵が続いていますが、高級品から日用品へとシフトし購入単価が下がる傾向にあります。総合スーパーなどのＧＭＳは苦戦が続いており、大型再編を終えたコンビニエンスストアが主軸に変わろうとしています。またｅコマースなどが台頭してきており、消費者の購買スタイルは大きく変化しています。

このような状況の中、当社は中期経営計画の目標達成に向けて「グループ力結集　更なる成長」をスローガンに、グループ全社が結束して新たな市場開拓と適正価格による販売に注力する一方、積極的な設備投資、新商品開発や品質管理の改善など業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比1.3％増加の903億13百万円、営業利益は前期比12.2％増加の72億73百万円、経常利益は前期比11.2％増加の75億89百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比14.7％増加の52億９百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりでございます。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金　　額	前　期　比	構　成　比
紙加工品事業	55,577百万円	102.9 %	61.5 %
化成品事業	19,557	101.3	21.7
その他事業	15,178	95.7	16.8
合　　計	90,313	101.3	100.0

（紙加工品事業）

当社グループ売上高の61.5％を占めるこの部門では、紙袋（対連結売上高構成比31.9％）は、当社を含め、西日本印刷工業株式会社と中国子会社の販売が堅調に推移し、連結売上高は288億35百万円（前期比1.2％増加）となりました。

紙器（同上構成比16.3％）は、販売強化商品として取り組んだこともあって食品用パッケージが堅調に推移し、さらにｅコマース市場にも積極的に販売を推し進めた結果、連結売上高は147億62百万円（前期比6.9％増加）となりました。

段ボール（同上構成比10.9％）は、メーカー向けやeコマースの販売が好調で、連結売上高は98億34百万円（前期比3.6％増加）となりました。

印刷（同上構成比2.4％）は、株式会社京浜特殊印刷の販売が低調であったこともあり連結売上高は21億44百万円（前期比3.6％減少）となりました。

以上により、この部門の連結売上高は555億77百万円（前期比2.9％増加）となり、営業利益は54億92百万円（前期比12.8％増加）となりました。

（化成品事業）

当社グループ売上高の21.7％を占めるこの部門では、国内専門店向けの販売が低調でしたが、紙おむつ用製品の受注が好調に推移し、連結売上高は195億57百万円（前期比1.3％増加）となり、営業利益は12億２百万円（前期比13.6％増加）となりました。

（その他事業）

当社グループ売上高の16.8％を占めるこの部門では、主にＰＡＳシステム（包装資材その他の製造・調達から在庫管理、納品まで一括で請け負うアウトソーシングシステム）に係る用度品等の売上が減少し、連結売上高は151億78百万円（前期比4.3％減少）となり、営業利益は13億89百万円（前期比7.9％減少）となりました。

② 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は、15億43百万円であります。その主なものは、当社大阪工場、同東京工場および特百嘉包装制品（常熟）有限公司の製造設備の増強です。

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金により賄っております。

(2) 財産および損益の状況

区　　分	第 63 期 平成26年度	第 64 期 平成27年度	第 65 期 平成28年度	第 66 期 平成29年度 (当連結会計年度)
売　上　高(百万円)	85,809	88,043	89,174	90,313
経 常 利 益(百万円)	5,703	6,468	6,825	7,589
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,322	4,067	4,540	5,209
1株当たり当期純利益(円)	217.26	205.94	231.47	265.56
総　資　産(百万円)	70,304	73,142	76,291	81,928
純　資　産(百万円)	42,926	45,412	48,603	53,457
1株当たり純資産(円)	2,156.41	2,312.73	2,474.25	2,720.34

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱京浜特殊印刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
日幸印刷㈱	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
㈱パックタケヤマ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
西日本印刷工業㈱	45百万円	100.00%	紙加工品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
ザ・パックアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装品貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品の販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	390万米ドル	93.59%	紙加工品の製造

(4) 対処すべき課題

今期の経済は国内、海外とも当初予想より好調に推移しましたが、「適温経済」と言われるように好景気にもかかわらず物価が上がらない状況でした。次期もこの傾向は続くものと思われ、日本銀行が掲げる２％の物価目標はなかなか容易ではありません。また米国経済も株式をはじめとする資産価格の上昇についてバブルの懸念が指摘されており、リスク要因となっています。

当社は、このような状況の中、次期のスローガンを「変革対応　元気に前進　グループ力を強靭に」としました。更なる成長を目指すために、グループ全体で積極的に設備投資を行い、「働き方改革」に積極的に取り組み、生産性向上と効率化を図り、国内外において事業の拡大と新市場開拓を進めていきます。また、製品・サービスの開発と品質管理に注力して顧客満足度の向上に努め、更なる業績の向上に努める所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容

セグメント区分	事　業　の　内　容	会　社　名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボールの製造、仕入及び販売	当社 ㈱京浜特殊印刷 日幸印刷㈱ ㈱パックタケヤマ 西日本印刷工業㈱ ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司 特百嘉包装制品（常熟）有限公司
化成品事業	ポリ袋、テーラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 ㈱パックタケヤマ ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司
その他事業	ギフト品、繊維品、用度品、値札、カレンダー、デザイン制作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 ㈱パックタケヤマ 西日本印刷工業㈱ ザ・パックアメリカコーポレーション

(6) 主要な営業所および工場

① 当　　社

本　　社	(大阪市東成区)
本部・支社	東日本事業本部(東京都渋谷区)、北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、関東支社(千葉県松戸市)、横浜支社、名古屋支社、京都支社、神戸支社、岡山支社、広島支社、四国支社(高松市)、福岡支社
大阪工場	(大阪府東大阪市)
奈良工場	(奈良県大和郡山市)
東京工場	(埼玉県日高市)
茨城工場	(茨城県日立市)

② 子　会　社

国　　内	㈱京浜特殊印刷（大阪市） 日幸印刷㈱（大阪市） ㈱パックタケヤマ（大阪市） 西日本印刷工業㈱（大阪市）
海　　外	ザ・パックアメリカコーポレーション（米国） 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司（中国） 特百嘉包装制品（常熟）有限公司（中国）

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,162 名	11名増

(注) 上記のほか、執行役員９名および臨時使用人484名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
867 名	７名増	40.2 歳	17.5 年

(注) 上記のほか、執行役員５名、子会社等への出向者18名および臨時使用人435名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年12月18日開催の取締役会において、カンナル印刷株式会社(大阪市淀川区十三本町３－４－23)の株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しております。同社は医薬品パッケージの生産・販売を専門に扱っている企業です。

当該株式取得に伴い、平成30年４月２日よりカンナル印刷株式会社は当社の連結子会社となる予定です。

2. 会社の状況に関する事項（平成29年12月31日現在）

（1）株式に関する事項

① 発行可能株式総数　77,000,000株

② 発行済株式の総数　19,900,000株（自己株式280,247株を含む）

③ 株主数　9,841名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人森田記念福祉財団	2,081 千株	10.6 %
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,611	8.2
ザ・パック取引先持株会	1,293	6.6
森田商事株式会社	1,013	5.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	882	4.5
北越紀州製紙株式会社	622	3.2
ザ・パック社員持株会	548	2.8
大王製紙株式会社	545	2.8
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	494	2.5
七條紙商事株式会社	448	2.3

（注）1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（280,247株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	発行決議日	1株当たり発行価額	1株当たり行使価額	権利行使期間	役員の保有状況	目的となる株式の種類および数	主な行使条件
第1回株式報酬型新株予約権	平成27年3月27日	2,250円	1円	平成27年5月11日から平成52年5月10日まで	10名61個	普通株式6,100株	注3
第2回株式報酬型新株予約権	平成28年3月30日	2,337円	1円	平成28年5月10日から平成53年5月9日まで	10名64個	普通株式6,400株	注3
第3回株式報酬型新株予約権	平成29年3月30日	2,969円	1円	平成29年5月10日から平成54年5月9日まで	10名67個	普通株式6,700株	注3

(注) 1. 社外取締役、非常勤取締役および監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の発行に際して上記金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金額の払込みはありません。
3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。
(1) 行使期間内において、当社取締役の地位（当社監査役または執行役員への地位の変更があったときはその地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使可能な新株予約権を行使できる。
(2) 新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない。

② 当事業年度中に当社執行役員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

	発行決議日	1株当たり発行価額	1株当たり行使価額	権利行使期間	執行役員への交付状況	目的となる株式の種類および数	主な行使条件
第3回株式報酬型新株予約権	平成29年3月30日	2,969円	1円	平成29年5月10日から平成54年5月9日まで	5名14個	普通株式1,400株	注1

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。
(1) 行使期間内において、当社執行役員の地位（当社取締役、監査役または従業員への地位の変更があったときはその地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使可能な新株予約権を行使できる。
(2) 新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成29年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中尾吉計	
取締役副社長	稲田光男	営業本部長 ザ・パックアメリカコーポレーション取締役会長
常務取締役	奥田良三	購買事業本部長
同	寺岡由則	子会社統括本部長 品質管理本部長 株式会社京浜特殊印刷代表取締役 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司董事長 特百嘉包装制品（常熟）有限公司董事長
同	瀧之上輝生	製造本部長
同	山下英昭	東日本事業本部長
同	岡田進	西日本事業本部長 日幸印刷株式会社代表取締役
取締役	藤井道久	管理本部長
同	堀田吉彦	中部事業部長
同	中村秀一	管理本部副本部長 財務部長
同	林拓史	公認会計士、税理士 川上塗料株式会社社外監査役
取締役相談役	森田和子	公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長
常勤監査役	佐藤誠司	
同	西川洋	
監査役	西尾宇一郎	公認会計士、税理士 新家工業株式会社社外取締役 ケイミュー株式会社社外監査役
同	玉越久義	弁護士 トモシアホールディングス株式会社社外監査役

（注）1. 松本康夫氏および木森啓至氏は、平成29年３月30日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 平成29年３月30日開催の第65期定時株主総会において、堀田吉彦および中村秀一の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役林拓史氏は、社外取締役であります。
4. 監査役西尾宇一郎および玉越久義の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役林拓史氏、監査役西尾宇一郎氏および監査役玉越久義氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 監査役西尾宇一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役玉越久義氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

1. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額	摘　　要
取締役	14名	367百万円	うち社外取締役１名、社外監査役２名 18百万円
監査役	4	39	
合　　計	18	406	

（注）1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額32百万円を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成22年３月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470百万円以内、監査役は年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬額には、社内取締役に付与した株式報酬型ストックオプションのうち、当事業年度の職務執行分に対応する部分の金額24百万円を含んでおります。
社外取締役および非常勤取締役に対するストックオプションの付与はありません。

④ その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ．取締役

・重要な兼職先と当社との関係

取締役林拓史氏の兼職先である川上塗料株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

・当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主 な 活 動 状 況
林　　拓 史	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよびその他重要な会議に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

（注） 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ロ．監査役

・重要な兼職先と当社との関係

監査役西尾宇一郎氏の兼職先である新家工業株式会社およびケイミュー株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役玉越久義氏の兼職先であるトモシアホールディングス株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

・当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主 な 活 動 状 況
西 尾 宇一郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよび監査役会12回の全てに出席し、その他重要な会議に出席して、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
玉 越 久 義	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよび監査役会12回の全てに出席し、その他重要な会議に出席して、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

（注） 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ．当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　33百万円

ロ．当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　36百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき解任し、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、監査業務の遂行状況等を総合的に判断し、適正な監査の遂行が困難であると認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 会社の体制および方針

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループ会社（以下、あわせて「当社グループ」という）が業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1．当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社の監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき当社グループの監査役監査を行い、監査室は内部監査規程に基づき当社グループの内部監査を行う。

② 当社の管理本部長は、当社グループのコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。

③ 当社は、当社グループの取締役、執行役員（以下、当社グループの取締役、執行役員をあわせて「取締役等」という）および監査役ならびに従業員に対する、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。

④ 当社グループの従業員からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度「Cライン」を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。

⑤ 当社は、業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。

2．当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社グループの取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規程、稟議手続規程および秘密情報管理規程その他の社内規程等に基づき行う。

② 当社の取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、当社およびグループ各社が定める社内規程、マニュアル、手続書等に基づき行うものとし、当社はグループ各社に対し、それらの整備、運用を指導する。

② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。

③ 災害・大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程その他の社内規程に基づき当社またはグループ各社社長の指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

④ 監査室は、内部監査において当社グループの損失の危険を発見した場合は、内部監査規程に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに当社の社長に報告する。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、効率的な経営を行うために、取締役会の他に、役付取締役による経営会議、取締役等、事業部長以上およびグループ会社社長による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行うために執行役員制度を継続する。経営会議は会社経営上の重要な事案および執行方針を審議し取締役会に付議する。事業部会は、各担当部門およびグループ会社が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。

② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ当社グループ各社の社内規程に基づくものとする。

③ 当社は、迅速で効率性の高い企業経営実現のために執行役員制度を導入し、意思決定と監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離する。

5．当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、グループ各社の管理を関係会社管理規程に基づき行うものとし、グループ各社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制および業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合はその都度、当社に報告する体制を整備する。

② 当社は、グループ各社に対して、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規程その他の内部統制体制の整備を指導する。これらに対し、グループ各社から援助・指導等を求められた場合、当社の管理本部長は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応を指示し、グループ各社の相互の連携の下当社グループ全体のリスク管理を行う。

③ 当社は、グループ各社を管理する担当部署を置き、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用を図るとともに、当社とグループ会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、IT等のインフラ整備と運用を指導する。

6．監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

① 当面は、監査役の職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。

7．監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査室は、監査役の指揮命令の下で行う監査役補助業務について、監査役以外の指揮命令を受けない。

② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。

8．当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、当社の取締役会、経営会議、事業部会への出席の他、グループ各社を含め、監査役が必要と判断する会議に出席できる。

② 当社およびグループ会社は、重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部検査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。

③ 当社グループの役員および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。

④ 当社グループの従業員は、社内通報制度「Cライン」を利用してコンプライアンスに関する相談または法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、当社およびグループ会社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社は、監査役から、その職務の執行について必要な費用の請求を受けた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

② 当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社グループの役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。

② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。

③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に、および必要に応じて随時に会合をもち意見交換を行う。

11．社内規程等の整備

① 本基本方針に係る社内規程、制度、システム、マニュアル、手法等は、当社グループにおいて継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」の改定、監査役および監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行った。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当社の財務報告に係る内部統制が有効であることを確認している。

② コンプライアンス

社内研修などを通じてコンプライアンスに係る教育を定期的に実施し、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っている。また、当社グループの従業員からの相談・通報を受け付ける内部通報窓口「Cライン」により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止している。

③ リスク管理

当社が定める社内規程、マニュアル、手続書に基づき、グループ全体のリスク管理体制の維持・向上を図っている。

④　取締役の職務執行体制

取締役会は、17回開催し、社外取締役および社外監査役を加えて議論・審議を行った。
経営上の重要事案については、役付取締役により構成される経営会議で審議したうえで取締役会に上程している。

⑤　監査役の職務執行体制

監査役は、４名中２名が社外監査役である。
監査役会は、12回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行った。
各監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、内部監査を行う監査室との連携、取締役との情報交換などを通じて、業務運用状況の把握に努めるとともに、監査の実効性を確保している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

①　基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の会社の支配に関する基本方針としております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は「愛し愛され」を社是とし、「人を大切にし、人を育てる経営」を指針に、「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指し、また地球環境問題への取組みなど、社会的責任を念頭に置きつつ、包装の総合企業体として社会の発展と繁栄に貢献し、業績の向上に努めることを経営方針としてまいりました。

当社は、昭和27年に日本ケース株式会社として設立され、パッケージ専業メーカーとして事業を開始いたしました。洋服箱の製造販売に始まり、昭和34年には段ボールシートおよびケースの本格的な一貫生産を開始、その後は積極的に生産設備を増強し、扱い品目を紙器、紙袋、化成品、印刷事業等へと拡大し、顧客につきましても当初は主に紳士服小売店であったものを百貨店・量販店等の流通小売市場、食品・家電・サニタリー等のメーカー市場等へと拡大してまいりました。昭和58年には社名を現在のザ・パック株式会社に変更いたしました。

その後、海外においては、昭和62年にザ・パックアメリカコーポレーションを設立し、アメリカにおいて高級紙袋の製造販売事業を開始、平成18年には特百嘉包装品貿易（上海）有限公司を中国上海市に設立し、中国市場における紙加工品・化成品等の販売事業を開始、平成19年には特百嘉包装制品（常熟）有限公司を江蘇省常熟市に設立して紙包装製品の生産・加工・販売を開始しました。国内においても平成21年に株式会社パックタケヤマを設立し、株式会社タケヤマの紙袋、紙器、ポリ袋等の製造・販売に関する事業を譲り受けて中部地区に製造拠点を設け、平成23年には埼玉県日高市に東京工場を竣工し、生産能力の増強と物流機能の集約を行い、首都圏市場への対応力を強化しました。また、平成26年１月に連結子会社である株式会社ザ・ニコルスの吸収合併を行い、不採算事業の整理を行うとともに、同年６月に西日本印刷工業株式会社の全株式を取得して完全子会社化し、九州地区における生産拠点を確立する等、ザ・パックグループとして事業を拡大してまいりました。

その間、平成３年に大阪証券取引所市場第二部へ株式を上場、平成13年に東京証券取引所市場第二部、平成15年には東京・大阪証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

当社は業績向上や財務体質強化に努める一方、従来から企業の社会的責任を強く認識し、包装文化の発展を担う企業としての自覚のもと、昭和56年には包装資料館を設置して国内外のパッケージ研究および情報発信の拠点とした他、平成５年にはザ・パックフォレスト基金を設立して森林保護および植林活動を推進し、主力事業におきましては環境対応新商品および新技術の開発に積極的に取り組んでまいりました。また、平成11年の茨城工場を皮切りに現在は当社の国内四工場および全事業所においてISO14001「環境マネジメントシステム」、ISO9001「品質マネジメントシステム」の認証を取得しております。

平成11年には、

・環境対応NO．１の会社になろう
・品質NO．１の会社になろう
・コストNO．１の会社になろう
・世界に通用する会社になろう
・誇りを持ち、夢を実現できる会社になろう

を全社スローガン「ザ・パック21ビジョン」として決定し、役員・従業員が一体となって企業価値を高める意思統一を図り、今日に至っております。

当社および当社グループの主力事業が属する包装業界は、国内にあっては成熟産業とされています。この中にあって当社および当社グループが持続的に発展するためには、販売力、設備総合力、技術開発力、企画提案力の強化はもちろんのこと、従来の取組みに安住することなく、海外市場の開拓強化および新たな需要や市場の開発・創造に積極的にチャレンジしていかなければなりません。そのためには当社および当社グループの人材と組織力を結集することが不可欠であり、この結集を可能ならしめるのが、社是「愛し愛され」に基づく「人を大切にし、人を育てる」経営指針であり「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指す経営方針であります。

今後も、総合包装事業を中核事業として、顧客第一主義を柱に様々な業種や規模の顧客および消費者のニーズを的確に把握して対応し、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域住民その他のステークホルダーのご意見を重視し信頼関係を維持しながら、業績向上、財務体質強化、社会的責任の遂行に関する的確な中長期的計画を立案し実行していくことが、当社および当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益に資するものと考えております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年８月９日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の導入を決議して同日より発効し、本プランの一部変更を経て平成29年３月30日開催の第65期定時株主総会において、同株主総会の日から３年間（平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時まで）の継続が承認可決されました。

本プランは、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20％以上を取得する大規模買付行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付者」といいます）に対し、当社が定める大規模買付ルールの遵守を求めて、株主の皆様に大規模買付行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が、株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

④　上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本プランを廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**55,235**	**流動負債**	**23,987**
現金及び預金	13,308	支払手形及び買掛金	14,486
受取手形及び売掛金	24,227	電子記録債務	5,246
有価証券	10,099	未払法人税等	1,353
商品及び製品	5,232	賞与引当金	289
仕掛品	761	役員賞与引当金	44
原材料及び貯蔵品	759	その他	2,567
繰延税金資産	260	**固定負債**	**4,483**
その他	613	繰延税金負債	326
貸倒引当金	△ 28	退職給付に係る負債	4,009
固定資産	**26,692**	その他	146
有形固定資産	**20,606**	**負債合計**	**28,470**
建物及び構築物	6,878	**純資産の部**	
機械装置及び運搬具	5,132	科目	金額
工具、器具及び備品	199	**株主資本**	**51,875**
土地	8,122	**資本金**	**2,553**
建設仮勘定	272	**資本剰余金**	**3,166**
無形固定資産	**186**	**利益剰余金**	**46,883**
投資その他の資産	**5,899**	**自己株式**	**△ 728**
投資有価証券	4,944	**その他の包括利益累計額**	**1,496**
繰延税金資産	423	**その他有価証券評価差額金**	**2,023**
その他	637	**繰延ヘッジ損益**	**7**
貸倒引当金	△ 106	**為替換算調整勘定**	**△ 181**
		退職給付に係る調整累計額	**△ 353**
		新株予約権	**56**
		非支配株主持分	**28**
		純資産合計	**53,457**
資産合計	**81,928**	**負債純資産合計**	**81,928**

連結損益計算書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**90,313**
売上原価		68,368
売上総利益		**21,944**
販売費及び一般管理費		14,671
営業利益		**7,273**
営業外収益		
受取利息	93	
受取配当金	94	
受取賃貸料	59	
為替差益	54	
その他	41	342
営業外費用		
支払利息	0	
賃貸収入原価	13	
売上債権売却損	5	
その他	8	27
経常利益		**7,589**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	1
特別損失		
固定資産除却損	16	
投資有価証券評価損	0	16
税金等調整前当期純利益		**7,574**
法人税、住民税及び事業税	2,394	
法人税等調整額	△31	2,363
当期純利益		**5,210**
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,209**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年１月１日残高	2,553	3,167	42,654	△ 739	47,636
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 980		△ 980
親会社株主に帰属する当期純利益			5,209		5,209
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 1		11	10
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	△ 1	4,229	11	4,238
平成29年12月31日残高	2,553	3,166	46,883	△ 728	51,875

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成29年１月１日残高	1,595	33	△ 190	△ 541	896	43	26	48,603
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△ 980
親会社株主に帰属する当期純利益								5,209
自己株式の取得								△ 0
自己株式の処分								10
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	428	△ 25	9	187	600	13	1	614
連結会計年度中の変動額合計	428	△ 25	9	187	600	13	1	4,853
平成29年12月31日残高	2,023	7	△ 181	△ 353	1,496	56	28	53,457

貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**50,058**	**流動負債**	**22,203**
現金及び預金	10,917	支払手形	2,295
受取手形	3,689	電子記録債務	4,999
売掛金	17,843	買掛金	11,251
有価証券	10,099	未払金	891
商品及び製品	4,790	未払法人税等	1,241
仕掛品	611	未払消費税等	127
原材料及び貯蔵品	614	賞与引当金	268
立替金	680	役員賞与引当金	38
繰延税金資産	189	設備関係支払手形	213
その他	646	その他	876
貸倒引当金	△ 24	**固定負債**	**3,374**
固定資産	**26,070**	退職給付引当金	3,316
有形固定資産	**17,436**	長期未払金	54
建物	6,151	その他	3
構築物	80	**負債合計**	**25,577**
機械及び装置	3,933	**純資産の部**	
車両運搬具	3	科目	金額
工具、器具及び備品	174	**株主資本**	**48,463**
土地	6,967	**資本金**	**2,553**
建設仮勘定	126	**資本剰余金**	**3,156**
無形固定資産	**177**	資本準備金	2,643
借地権	30	その他資本剰余金	513
ソフトウエア	135	**利益剰余金**	**43,481**
その他	11	利益準備金	449
投資その他の資産	**8,456**	その他利益剰余金	43,031
投資有価証券	4,944	買換資産圧縮積立金	126
関係会社株式	1,179	別途積立金	37,901
関係会社出資金	434	繰越利益剰余金	5,003
長期貸付金	1,489	**自己株式**	**△ 728**
破産更生債権等	60	**評価・換算差額等**	**2,031**
繰延税金資産	224	**その他有価証券評価差額金**	**2,023**
その他	228	**繰延ヘッジ損益**	**7**
貸倒引当金	△ 104	**新株予約権**	**56**
資産合計	**76,129**	**純資産合計**	**50,551**
		負債純資産合計	**76,129**

損 益 計 算 書

（自　平成29年 1 月 1 日
至　平成29年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**81,783**
売上原価		61,644
売上総利益		**20,139**
販売費及び一般管理費		13,477
営業利益		**6,661**
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	94	
その他	207	402
営業外費用		
支払利息	0	
その他	11	12
経常利益		**7,051**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	1
特別損失		
固定資産除却損	13	
投資有価証券評価損	0	14
税引前当期純利益		**7,038**
法人税、住民税及び事業税	2,212	
法人税等調整額	△32	2,180
当期純利益		**4,858**

株主資本等変動計算書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成29年１月１日残高	2,553	2,643	514	3,158
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	―	―	△1	△1
平成29年12月31日残高	2,553	2,643	513	3,156

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成29年1月1日残高	449	135	34,701	4,317	39,603	△ 739	44,575
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 980	△ 980		△ 980
当期純利益				4,858	4,858		4,858
買換資産圧縮積立金の取崩		△ 8		8	—		
別途積立金の積立			3,200	△ 3,200	—		
自己株式の取得						△ 0	△ 0
自己株式の処分						11	10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	△ 8	3,200	686	3,877	11	3,887
平成29年12月31日残高	449	126	37,901	5,003	43,481	△ 728	48,463

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成29年1月1日残高	1,595	33	1,628	43	46,247
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△980
当期純利益					4,858
買換資産圧縮積立金の取崩					—
別途積立金の積立					—
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	428	△25	402	13	416
事業年度中の変動額合計	428	△25	402	13	4,304
平成29年12月31日残高	2,023	7	2,031	56	50,551

独立監査人の監査報告書

平成30年２月21日

ザ・パック株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大谷智英　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　仲　昌彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成30年２月21日

ザ・パック株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大谷　智英　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　仲　昌彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月22日

ザ・パック株式会社　監査役会

常勤監査役　佐　藤　誠　司　㊞

常勤監査役　西　川　　洋　㊞

監　査　役　西　尾　宇一郎　㊞

監　査　役　玉　越　久　義　㊞

（注）　監査役西尾宇一郎及び監査役玉越久義は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内

会　　場　東大阪市東鴻池町一丁目５番39号
当社大阪工場本館３階会議室
お問い合わせ先　TEL　06－6972－1221

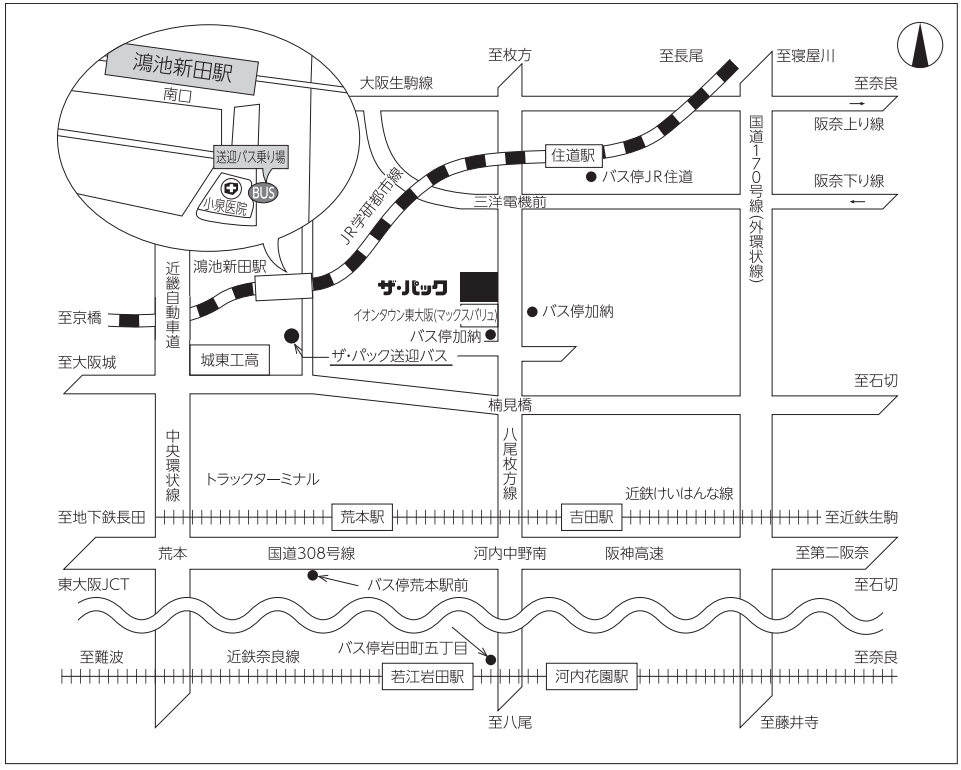

・JR学研都市線鴻池新田駅下車、当社送迎バス(９時から９時45分まで随時運行、乗車約10分)
・JR学研都市線住道駅下車、近鉄バス近鉄八尾駅前行き乗車約10分、加納バス停下車、北へすぐ
・近鉄奈良線若江岩田駅下車、東へ徒歩５分、近鉄バス岩田町五丁目バス停からJR住道行きまたは萱島行き乗車約20分、加納バス停下車、北へすぐ
・近鉄けいはんな線荒本駅下車、近鉄バスJR住道行きまたは萱島行き乗車約10分、加納バス停下車、北へすぐ
(当日、近鉄バスは道路混雑による延着が予想されます。また便数があまりございませんので、できるだけJR学研都市線鴻池新田駅より当社送迎バスをご利用ください。)